

国民生活センターによると、個人宅を訪問して貴金属を強引に安値で買い取る「訪問購入」（押し買い）被害が後を絶ちません。こうした被害を防ぐ規定を盛り込んだ改正特定商取引法が201

3年に施行され、13年度に全

国で7286件だった相談件数は、16年度には8645件に増加しました。

相談者の中心は高齢の女性で、あくセサリーなど貴金属を業者に買い取られた後、「売るつもりはなかったから

解約したい」「返品に応じてもらえない」と訴えるものが目立ちます。

被害を避けるために①買い取り業者は家に入れない②二人で対応しない③業者の住所や電話番号、買い

「押し買い」トラブル増加

取り関係などが記載された書面をもらう④契約

しても物品をすぐに手渡さない—
—などに注意し、トラブルや不安を感じたら、消費生活センターなどへ相談しましょう。

防犯一口メモ